

# SAILS

## 宿泊約款

(適用範囲)

### 第1条

- 当ホテルが締結する宿泊およびこれに関連する契約は、この約款の定めによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は慣習によるものとします。
- 当ホテルが、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

### 第2条

- 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - 宿泊者名
  - 宿泊日および到着予定時刻
  - 申込者名およびその連絡先、宿泊料金の支払者名およびその連絡先
  - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

### 第3条

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときには、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を当ホテルの指定する日までにお支払いいただきます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条、第19条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

### 第4条

- 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2.宿泊契約の申込を承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

#### (宿泊契約締結の拒否)

#### 第5条

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1)宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2)満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (4)宿泊しようとする者が、宿泊に関して、法令の規定、公の秩序もしくは、善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (5)宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）による指定暴力団および指定暴力団員等またはその関係者、その他反社会的勢力（以下あ「暴力団等」といいます）であるとき
- (6)宿泊しようとする者が、暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又は構成員であるとき。
- (7)宿泊しようとする者が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人またはその構成員であるとき。
- (8)宿泊しようとする者が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (9)宿泊し用途する者が施設もしくは施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (10)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (11)宿泊に関して合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (12)宿泊しようとする者は身体、衣類等が著しく不潔で、他のお客様に迷惑をかける恐れがあると認められるとき。
- (13)泥酔その他粗暴の行為により、他のお客さまに迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (14)その他都道府県条例等の規定に該当するとき。
- (15)宿泊しようとする者が、過去に当ホテルに対してトラブルがあったとき。

#### (宿泊客の契約解除権)

#### 第6条

- 1.宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2.当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3.当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで到着予定時刻を2時間経過した時刻（到着予定時刻の明示が無い予約は当ホテルの定める時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当ホテルの契約解除権）

#### 第7条

- 1.当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1)宿泊客が第5条第3号から第15号までに該当することとなったとき。
  - (2)館内および客室内での喫煙、備品・設備等の破損、その他当ホテルが定める禁止事項に従わないとき。
  - (3)天災など不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- 2.当ホテルが前項の規程に基づいて宿泊契約を解除した時は、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

#### 第8条

- 1.宿泊客は、宿泊日当日、ホテル到着の際フロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1)宿泊客の氏名、年齢、性別、住所および勤務先
  - (2)外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日 (3)出発日および出発予定時刻
  - (4)その他当ホテルが必要と認める事項
- 2.宿泊客が第12条の料金の支払を宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、事項の登録時にそれらを提示していただきます。

（客室の使用時間）

#### 第9条

- 1.宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、当ホテルが定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。
- 2.当ホテル、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には当ホテルの定める追加料金を申し受けます。
- 3.前2項に基づき宿泊客が客室を使用できる時間内であっても、当ホテルは、安全および衛生管理のため客室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。

（ご利用規約の遵守）

#### 第10条

宿泊客は、当ホテルにおいては、当ホテルが定めたご利用規約に従っていただきます。

(営業時間等)

#### 第 11 条

- 1.当ホテルの施設等の営業時間は客室内のインフォメーション等でご案内いたします。
- 2.前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適切な方法を持ってお知らせします。

(料金の支払)

#### 第 12 条

- 1.宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
- 2.前項の宿泊料金等の支払は、通貨または当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等により、チェックインの際、宿泊期間延長申込みの際、又は当ホテルが請求したとき、当フロントにおいて行っていただきます。
- 3.当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

#### 第 13 条

当ホテルは宿泊契約およびこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

#### 第 14 条

- 1.当ホテルの責めに帰すべき事由によって、宿泊客に契約した客室を提供できない時は、天災、その他の理由による困難な場合を除き、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2.当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでない時は、補償料を支払いません。

(預託物等の取扱い)

#### 第 15 条

- 1.宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金ならびに貴重品について、滅失等の損害が生じたときは、それが、不可効力である場合に除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、宿泊客がその種類および価格の明告を行わなかった時は、当ホテルは 10 万円を限度としてその損害を賠償します。

2.宿泊客が当ホテル内にお持ち込みになった物品または現金ならびに、貴重品について、当ホテルの故意または重大な過失がない限り、滅失等の損害が生じても当ホテルは責任を負いかねます。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

#### 第 16 条

- 1.宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れたれていた場合、当ホテルは紛失物法に基づき処理いたします。
- 3.前 2 項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(宿泊客の責任)

#### 第 17 条

- 1.宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被った時は、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。
- 2.宿泊客間の紛争および損害については、当該当事者間で損害の賠償と紛争の解決にあたっていただきます。
- 3.喫煙、備品破損・紛失等による違約金および賠償金については、別表第 3 に掲げるところによります。

(免責事項)

#### 第 18 条

当ホテル内からのパソコン、携帯電話等を利用したインターネット、メールなどの通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任において行うものといたします。当該通信のご利用中にシステム障害、電波障害、停電その他の理由により、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、当該通信のご利用に際して当ホテルが不適切と事前または事後にはんだんした行為により、当ホテルまたは第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

(言語)

#### 第 19 条

この約款は日本語と英語、中国語で作成されていますが、内容に不一致又は相違がある時は、全て日本文によるものとします。

(裁判管轄および準拠法)

第 20 条

この約款による宿泊契約およびこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、専ら当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表第 1 宿泊料金等の内訳 (第 12 条第 1 項関係)

宿泊客が 支払うべき総額	内 訳	
	宿泊料金	1.基本宿泊料 (室料、朝食)
	追加料金	2.追加飲食 3.その他の利用料金
	税金	消費税、宿泊税等

<備考>

基本宿泊料は当ホテルホームページに掲示する料金表によります。

別表第 2 違約金 (第 6 条第 2 項関係)

	不泊	当日	前日	9日前	20日前
14名まで	100%	80%	20%	—	—
15名~90名まで	100%	80%	20%	10%	—

(注) 1.%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

3.団体客(15名以上)の一部について契約の会場があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受け日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。

別表第 3 違約金(第 17 条第 3 項関係)

項 目	金 額	
カードキーまたは、サービスカードの紛失	3,000円	(1枚あたり)
館内または、客室内での喫煙行為	30,000円 別途	(クリーニング費用) (販売損失代金)
館内・客室内の備品等の破損	30,000円 別途	(販売損失代金) (修繕費及び調達費)